

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号)

最終改正:平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号

(定義)

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

(中略)

十二 公園管理者等都市公園法第 5 条第 1 項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。

十三 特定公園施設移動等円滑化が特に必要なものとして※政令で定める公園施設をいう。

※政令で定める公園施設

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)

(特定公園施設)

第 3 条 法第 2 条第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの(法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第 13 条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。)とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設※その他国土交通省令で定める主要な公園施設(以下この号において「屋根付広場等」という。)との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等(当該駐車場を除く。)との間の経路を構成する園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

※国土交通省令で定めるもの

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)

最終改正:平成 23 年 11 月 30 日国土交通省令第 85 号

(特定公園施設)

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和 41 年法律第 1 号)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)その他の法令又は条例の規定の適用があるもの

二 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの

三 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

2 令第 3 条第一号の国土交通省令で定める主要な公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものとする。

第 13 条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例(国の設置に係る都市公園にあっては主務省令)で定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 前項で定める条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

※移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令

(平成 18 年 12 月 18 日国土交通省令第 105 号)

最終改正:平成 24 年 3 月 1 日国土交通省令第 10 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 13 条第 1 項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を次のように定める。

(趣旨)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)、都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)及び都市公園法施行規則(昭和 31 年建設省令第 30 号)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(一時使用目的の特定公園施設)

第 2 条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この省令の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。)第 3 条第一号に規

定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90 センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、90 センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120 センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

五 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90 センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、8 パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅 150 センチメートル以上の踊場が設けられていること。

ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、令第 12 条第二号に規定する点状ブロック等及び令第 21 条第 2 項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

七 次条から第 11 条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 2 条第 2 項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第 4 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）

第 5 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80 センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

（1）幅は、80 センチメートル以上とすること。

（2）高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

三 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そ

のうち一以上は、第 8 条第 2 項、第 9 条及び第 10 条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第 6 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、第 4 条第 1 項第一号の基準に適合するものであること。

二 出入口と次号の車いす使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を 80 センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8 パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

三 当該野外劇場の収容定員が 200 以下の場合は当該収容定員に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、収容定員が 200 を超える場合は当該収容定員に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車いす使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第 8 条第 2 項、第 9 条及び第 10 条の基準に適合するものであること。

2 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は 90 センチメートル以上であり、奥行きは 120 センチメートル以上であること。

二 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第 7 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合は当該駐車台数に 50 分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合は当該駐車台数に 100 分の一を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を

設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、350 センチメートル以上とすること。

二 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第 8 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第 9 条 前条第 2 項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、80 センチメートル以上とすること。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、80 センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第 2 項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第 1 項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

第 10 条 前条第 1 項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第 2 項第二号から第四号までの規定は、第 8 条第 2 項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第 2 項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第 11 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合

は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

（掲示板及び標識）

第 12 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- 二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第 13 条 第 3 条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第 3 条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。